

## 次期水産基本計画に係る主要事項について

## 第1 水産に関する施策についての基本的な方針

## 第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

## I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

## 1 資源調査・評価の充実(P9)

## 2 新たな資源管理の着実な推進(P9)

## TAC魚種の拡大(P10)

〔令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理〕

## IQ管理の導入(P10)

〔令和5年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に原則導入〕

## 資源管理協定(P10)

〔令和5年度までに、現行の資源管理計画から、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了〕

## 遊漁の資源管理(P11)

〔今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指す〕

## 栽培漁業(P11)

## 3 漁業取締・密漁監視体制の強化(P12)

## 4 海洋環境の変化への適応(P13)

## 新たな操業形態への転換(P13)

## 複合的な漁業等操業形態の転換(P13)

## 次世代型漁船への転換推進(P14)

## サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等(P14)

## ふ化放流の合理化(P14)

〔回帰率の良い取組の横展開、ふ化放流施設の有効活用や再編・統合も含めた効率化、持続的なふ化放流体制の構築〕

## II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

## 1 漁船漁業の構造改革等(P15)

## 沿岸漁業(P15)

## 沿岸漁業の持続性の確保(P15)

## 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し(P15)

〔 浜プランにおいて、今後は海業や渚泊等の漁業外所得確保の取組の促進や、漁村外からのUIターンの確保等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進していけるよう見直す 〕

#### 遊漁の活用 (P16)

〔 漁場利用調整に支障のない範囲で水産関連産業の一つとして遊漁を位置づける 〕

#### 海面利用制度の適切な運用 (P16)

#### 沖合漁業 (P16)

〔 漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業などによる事業の多角化などの複合的な漁業への転換を段階的に推進 〕

#### 遠洋漁業 (P17)

〔 様々な国際規制等にも対応できる経営体の育成・確立。IUU 漁業対策については、周辺国等との協議のほか、違法漁業防止寄港国措置協定 (PSM 協定) 等のマルチの枠組みを活用した取組を推進。 〕

国は、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の必要な措置を講ずるに当たり、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を目指す。

### 2 養殖業の成長産業化 (P18)

#### 需要の拡大 (P18)

〔 輸入品が国内のシェアを大きく占めるもの (サーモン) については、国産品のシェアを拡大 〕

#### 生産性の向上 (P19)

##### 漁場改善計画 (P19)

〔 過去の養殖実績に基づいた適正養殖可能数量を見直し 〕

#### 経営体の強化 (P20)

〔 マーケットイン型養殖業への転換 〕

#### 沖合養殖の拡大 (P20)

#### 陸上養殖 (P20)

〔 陸上養殖を内水面漁業振興法に基づく届出養殖業に位置付ける 〕

### 3 経営安定対策 (P21)

#### 漁業保険制度 (P21)

〔 漁船保険制度及び漁業共済制度については、制度の持続的かつ安定的な運営を確保。漁業収入安定対策については、海洋環境の変化等に対応した操業形態の見直しや養殖戦略、輸出戦略等を踏まえた養殖業の生産性の向上など、資源管 〕

理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして効果的かつ効率的にその機能を発揮させる必要。このため、改正漁業法附則の規定に基づく必要な法制上の措置について、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、漁業共済制度の在り方を含めて検討。

#### 4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備(P22)

輸出拡大(P22)

水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備(P22)

産地市場等の漁港機能の再編・集約を推進するとともに、拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所、冷凍冷蔵施設などの整備や漁船の大型化に対応した施設整備を推進

#### 5 内水面漁業・養殖業(P23)

#### 6 人材育成(P24)

水産教育(P24)

海技士等の人材の確保・育成(P25)

海技試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる仕組みの拡大・実践、登録船舶職員養成施設の積極的な活用・対象者の拡大などの海技士の計画的な確保・育成の取組みの支援

#### 7 安全対策(P26)

安全確保に向けた取組(P26)

安全推進員・安全責任者の養成(P26)

ライフジャケットの普及促進(P26)

### Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

漁村地域における人口減少を抑制していくため、漁業者の所得向上と雇用環境の改善を目標とし、水産業の生産性向上や付加価値向上を図るほか、漁業以外の産業の取り込みによる漁村地域の活性化を推進する。その際、モデル的にデジタル技術の活用や海業など漁業以外の産業に従事する民間事業者との連携などを進め、都市住民にも魅力ある漁村の創造を目指す

#### 1 浜の再生・活性化(P27)

浜プラン・広域浜プラン(P27)

海業等の振興(P27)

地域の漁業実態にあわせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備

民間活力の導入(P27)

〔漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みを検討〕

## 2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化 (P29)

### 漁協の連携強化 (P29)

〔 複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編を推進。漁協が自ら又は民間企業との連携等により、海業の経営を円滑に行えるよう環境を整備。 〕

### 若者や女性の活躍 (P29)

## 3 加工・流通・消費に関する施策の展開 (P29)

### 加工 (P29)

#### 国産加工原料の安定供給 (P30)

〔 漁業と水産加工業者が連携して水産物の価格安定にも資するよう行う国産加工原料等の供給平準化の取組を推進 〕

### 流通 (P30)

#### 水産流通バリューチェーンの構築 (P30)

〔 マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携した ICT 技術等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を全国の主要産地等に展開 〕

#### 水産物等の健全な取引環境の整備 (P31)

〔 IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行 〕

### 消費 (P31)

#### 国産水産物の消費拡大 (P31)

〔 水産物の消費機運を向上させるため、民間企業の創意工夫によって行われる消費拡大の取組等と連携し、「さかなの日(仮称)」の制定など官民が協働して一体的且つ効果的な情報発信を推進 〕

#### 水産エコラベルの活用の推進 (P31)

## 4 水産業・漁村の多面的機能の発揮 (P32)

## 5 漁場環境の保全・生態系の維持 (P32)

### 藻場・干潟等の保全・創造 (P32)

〔 漁業者等が行う藻場・干潟の保全などの水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する取組を推進。藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法の開発。 〕

### 赤潮対策 (P33)

### 野生生物による漁業被害対策 (P33)

〔 「トド管理基本方針」に基づく管理を継続するとともに、令和6年度を目途に科学的知見に基づき同方針を見直す 〕

## 海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）（P33）

海洋ごみの持ち帰りの促進。環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具やリサイクルしやすい漁具の製品開発への支援。

## 6 防災・減災、国土強靱化への対応（P34）

事前の防災・減災対策（P34）

災害からの早期復旧に向けた対応（P35）

持続可能なインフラ管理（P35）

## IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

1 みどりの食料システム戦略と水産政策（P35）

2 スマート水産技術の活用（P38）

3 カーボンニュートラルへの対応（P39）

4 新型コロナウイルス感染症対策（P40）

## V 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服（P40）

1 地震・津波被災地域における着実な復旧・復興（P40）

地震・津波被災地域においては、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援。

2 原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服（P40）

原子力災害被災地域においては、策定された行動計画を踏まえ、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策に取り組むとともに、漁業者が安心して漁業を続けていくことができるよう、全国的に執行が可能となる仕組みとして、令和3年度補正予算において基金事業が予算措置された。

所要の対策を政府一体となって講じることで、被災地の漁業の本格的な復興を目指すとともに、全国の漁業者が漁業を安心して継続できる環境を関係省庁が連携を密にして整備。

### 第3 水産物の自給率目標

自給率目標の基礎となる生産量及び消費量の目標の考え方 (P44)

食用魚介類及び魚介類全体 (P44)

海藻類 (P45)

令和14年度の自給率の目標 (P46)

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72